

令和6年度第2回八千代市権利擁護ネットワーク推進協議会 次第
(令和7年1月24日(金)開催)

開催日時:令和7年1月24日(金) 13時30分から

開催場所:多目的棟会議室

出席者:別紙参照

議題

- 1 中核機関の取組状況の報告について
- 2 市の成年後見制度利用促進基本計画の進捗状況について
- 3 令和7年度の実施予定事業等について
- 4 各団体からの情報提供等について

八千代市権利擁護連携支援センター（中核機関）の取組状況について

設置・開設：令和6年4月から

1. 相談受付実績（新規のみ）

月	件数	相談経路		相談内容			申立に至った案件			
		本人/親族	関係機関	後見（内申立支援）	相続/遺言	身元/死後	委任	市長	作成支援	
4	9	4	5	8	0			1	1	
5	8	6	2	6	(1)	1	0		1	
6	10	6	4	6	(1)	2	1			
7	9	2	7	6	(1)		1	1	1	1
8	6	0	6	6	(2)			1	1	
9	5	3	2	5	(1)					
10	14	7	7	10	(1)	1	1	1	1	
11	10	5	5	9	0		1		1	
	71	33	38	56	(7)	4	4	4	6	1

※関係機関 38 件内訳：行政 13、CM6、包括4、日自4 病院4，施設2、他5、

2. 権利擁護支援ケース検討会

開始した時期： 7月

開催月： 奇数月1回

開催月	事案件数	市長申立て		困難事案
		申立前	申立後	
7月	6	1	4	0
9月	4	4	0	0
11月	5	4	1	1

※検討会后、社協受任に至った件数 1件

3. 研修会・講演会等実績

月	内容	対象者		参加者数
		市民/団体	関係機関	
4	成年後見制度と日常生活自立支援事業	○		25
7	〃	○		15
8	成年後見制度と連携支援センターについて		社協内	12
9	成年後見制度、権利擁護連携支援センター		○	14
9	任意後見制度について		○	70
9	八千代市権利擁護連携支援センターについて	○		※ラジオ
9	成年後見制度について	○		※ラジオ

4. 市民後見人養成研修の取り組み

1期生 平成30年度から令和3年度 ※コロナ禍により1年延長

2期生 令和4年度から令和6年度

受講生：合計16名（1期10、2期6）、修了生：11名（1期8、2期3）

5. 法人後見の受任状況

令和6年11月時点 支援中14件、

内訳：監督人5件、後見人等9件（後見8件、保佐1件、補助0件）

6. 関係機関との連携、ネットワークの構築

- ・顔が見える関係づくりと相談体制強化のため、民生委員・児童委員協議会（10か所）、MSW ネットワーク会議、自立支援協議会、計画相談員会議に参加。
- ・本年度より、権利擁護業務会議（包括支援センター）の定例会（毎月）に参加。
- ・本年度より、日常生活自立支援事業の、専門員会議の定例会（毎月）に参加。

7. その他、日常生活自立支援事業の運営状況について

契約件数：88件

待機者数：18件

待機期間：約4.5か月

人員：専門員4名（常勤1、非常勤3）、専門生活支援員2名、生活支援員：25名

地域包括支援センターでの相談状況等について

(令和6年12月末時点)

相談総数

80件(実数) ※最少の包括で5件, 最多の包括で24件

相談内容内訳

成年後見制度: 60件 日常生活自立支援事業: 12件 消費者被害: 8件

相談者の内訳

家族: 26件 ケアマネジャー: 21件 本人: 18件 病院: 5件 その他: 3件

※その他の内訳は民生委員・友人・不動産業者

相談方法

電話: 35件 来所: 26件 訪問: 18件 その他: 1件

案内した制度

法定後見: 50件 任意後見: 16件 日常生活自立支援: 11件 身元保証: 3件
その他: 15件

※ その他は消費者被害の注意喚起, エンディングノートなど

相談後の連携先

NPO 法人成年後見なのはな: 18件 福祉総合相談課: 17件 権利擁護連携支援センター: 11件 家庭裁判所: 6件 司法書士会: 5件 法テラス: 4件 弁護士会: 2件
その他: 18件(消費生活センター・警察など)

相談傾向について

・成年後見に関しては、「成年後見制度を利用したい」と明確な相談ではなく、家族から「認知症の相談」を受ける中でその必要性から案内をしたり、認知症の方の支援に携わっている中で制度案内を行ったりしている。

・継続的な相談(伴走支援を要するもの)は全体の1割程度で、1度切りの相談も含め、大半が3か月以内に一定の結果が出ている。

基幹相談支援センターでの権利擁護に関する相談件数等について

(令和6年12月末時点)

相談総数

9件(実数)

令和6年4月から基幹相談支援センター(直営)担当職員を3名配置し、相談件数の統計を取り始めました。新規相談の中で、権利擁護に係る相談件数(実数)は12月末時点で9件でした。

相談内容内訳

成年後見：6件 日常生活自立支援事業：2件 その他：1件

相続に係る相談が多くなっています。父母亡き後、障害者が遺産相続するために遺言書以外の方法が知りたいとの相談では、家族信託等も案内しています。ほか、入院中に保護者と連絡がつかないことで障害者が転院できず、障害者の不利益につながる可能性があるとの相談では、所在地が他市にあることから他市に対応を依頼しました。

相談者の内訳

家族：6件 本人：1件 その他：2件(父のケアマネージャー・福祉総合相談課)

親亡き後の障害者の生活を心配する家族や関係機関からの相談がほとんどです。

相談方法

来所：7件 電話：2件

案内した制度

法定後見：6件 日常生活自立支援事業：2件 家族信託：1件 その他：1件(死後事務委任) ※重複あり

相談後の連携先

法テラス：4件 社会福祉協議会：2件 福祉総合相談課：1件 その他：3件(市の無料弁護士相談・障害者手帳取得に向けて障害者支援課にて継続対応・既に行行政書

士、弁護士に相談済とのことで新たな連携先なし)
八千代市権利擁護連携支援センターと連携したケースがありませんでした。権利擁護に係る相談件数が少なかったとはいえ、今後連携強化を図っていく必要があると思われ
れます。

相談傾向について

3 障害（身体障害・知的障害・精神障害）の中で知的障害者に対する相談が多い傾向
にあります。

相談件数の半数が相続に係る内容でしたが、これは支援者である父母の高齢化により
生じた相談と考えられます。高齢化が進む中で今後も同様の相談の増加が見込まれま
す。

第5章 八千代市成年後見制度 利用促進基本計画

第5章 八千代市成年後見制度利用促進基本計画

1 八千代市成年後見制度利用促進基本計画の背景

近年、我が国では人口減少、高齢化、単身世帯の増加等を背景として、地域社会から孤立する人や身寄りがないことで生活に困難を抱える人の問題が顕在化しており、地域共生社会の実現を目的とした様々な福祉施策等が進められているところです。

成年後見制度は、認知症、知的障害、精神障害等によって判断能力が不十分な人の権利擁護を支える重要な手段であり、身上保護と財産管理の支援によって、本人の地域生活を支える役割を果たしています。

平成28年5月に施行された「成年後見制度の利用の促進に関する法律（以下「促進法」という。）」において、ノーマライゼーション、自己決定権の尊重、身上保護の重視といった制度の理念がさらに尊重され、国は平成29年3月に「成年後見制度利用促進基本計画」を策定し、さらに、令和4年度からは成年後見制度の利用を含む権利擁護支援のニーズの多様化及び増大する見込み等に対応するため、第二期計画を策定し、より一層の取り組み強化に努めているところです。

本市では、平成27年4月に設置した福祉総合相談室において、庁内の福祉分野の基幹的な役割を担う体制を構築するとともに、八千代市社会福祉協議会（以下、社協という）に成年後見制度利用支援に係る業務を委託し、後見支援センターとして、成年後見の利用促進に関する取組や市民後見人の養成などを市と社協が連携して推進してきました。令和5年度には「八千代市成年後見制度利用促進協議会設立準備会」を立ち上げ、権利擁護支援の中核的な機能を有する「中核機関」の具体的な体制や役割の整理など行った上で、令和6年4月に、権利擁護全体を推進する「八千代市権利擁護連携支援センター」を社協に設置しています。

今回、「第2次八千代市地域福祉計画」の立案に併せて「八千代市成年後見制度利用促進基本計画」を策定し、成年後見制度の周知啓発や利用支援、相談体制整備、関係機関・関係団体等との連携など、制度の利用促進の充実に努めていくものです。

【八千代市の成年後見利用促進体制に関する取組状況】

年月	内容
平成 27 年 4 月	福祉の総合相談を受ける窓口として、庁内に「福祉総合相談室」を設置。長寿支援課から高齢者の措置に関する業務，障害者支援課から基幹相談及び虐待防止，措置に関する業務が移管され，あわせて市長申立業務を実施。
同年	社協に成年後見利用支援に関する業務を委託。社協にて「後見支援センター」を設置。
平成 30 年 4 月	組織改正に伴い，高齢者の措置に関する業務は長寿支援課，障害者の基幹相談及び虐待防止，措置に関する業務はそれぞれ障害者支援課に移管。
同年	市民後見人養成研修開始（3 ヶ年計画）
令和 3 年 10 月	市民後見人台帳に 5 名登録（養成終了がコロナ禍により 1 年延期）
令和 4 年 2 月	庁内に「八千代市成年後見制度利用促進体制整備検討会」を設置。
同年	第 2 期市民後見人養成研修開始（3 ヶ年計画）
令和 4 年 6 月	検討会において，社協の成年後見運営委員会委員の有識者との意見交換会を実施。以後，対面 4 回・書面 1 回開催。
令和 5 年 3 月	成年後見制度の利用促進に係るとりまとめを行い，検討会を廃止。
令和 5 年 4 月	福祉総合相談室と地域包括支援センターの業務を主とした「福祉総合相談課（福祉総合相談班・地域包括ケア推進班）」を設置。高齢者の措置に関する業務を含め，「成年後見制度の利用促進に関すること」「高齢者の権利擁護に関すること」を所掌。
令和 5 年 5 月	庁内に「八千代市成年後見制度利用促進協議会設置準備会」を設置。アドバイザーとして弁護士会・司法書士会・社会福祉士・市民後見人・社協の有識者を招聘して実施。以後，対面 4 回開催。
令和 6 年 4 月	「権利擁護の推進を図ること」及び「成年後見制度の支援体制を整備すること」を主たる目的とする「八千代市権利擁護連携支援センター（社協委託）」を設置。
令和 6 年 5 月	「八千代市権利擁護ネットワーク推進協議会」を設置。
令和 6 年 7 月	令和 6 年度第 1 回八千代市権利擁護ネットワーク推進協議会を開催。
令和 7 年 1 月	令和 6 年度第 2 回八千代市権利擁護ネットワーク推進協議会を開催。

2 八千代市の現状及び課題

(1) 成年後見制度の利用状況等

八千代市における成年後見制度利用者数は、令和6年8月1日現在274人です。しかし、判断能力の低下等により、日常生活に支障が生じている高齢者や障害者は介護認定や障害者手帳の取得状況、認知症の有症率等から潜在的に多くいることが想定されます。

家族等の支援を受けている人や既に制度を利用されている人も考えられますが、成年後見制度がまだ十分に利用されていない状況も想定されます。

■ 成年後見制度の利用状況(令和6年8月1日) (単位:人)

後見の種類	法定後見			任意後見
類型	(後見類型)	(保佐類型)	(補助類型)	
類型別件数	210	54	9	
総数	273			1

資料：千葉家庭裁判所

■ 潜在的に支援の必要性が想定される人数

認知症推定値 令和6年3月末時点

本市の軽度認知障害(MCI)有病者推計値	7,357人	年齢別人口×年齢別認知症有病率により推計(R6.3.31現在)
本市の認知症有病者推計値	4,739人	
本市の65歳以上の単身世帯の割合	18.9%	単身世帯数9,580世帯÷高齢者人口50,785人(R2国勢調査結果)
単身の認知症・軽度認知症有病者推計値	2,286人	(MCI7,357人+認知症4,739人)×18.9%

資料：「認知症及び軽度認知障害の有病率調査並びに将来推計に関する研究」より作成

障害者手帳所持者数 令和6年3月末時点

18歳以上の中度以上の療育手帳所持者数	395人	知能指数が概ね50以下で日常生活において介助を必要とする者
1級の精神障害者保健福祉手帳所持者数	249人	日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度の者

資料：障害者支援課

(2) 成年後見制度に関する相談等の状況

① 八千代市権利擁護連携支援センター（八千代市社会福祉協議会）

令和6年4月より、権利擁護支援の中核的な機能を有する「八千代市権利擁護連携支援センター（以下、連携支援センターという）」を社協に設置し、判断能力が不十分な方が成年後見制度を含む権利擁護に関する制度を利用しやすい体制を整えています。

また、社協では、千葉県社会福祉協議会（以下、県社協という）から日常生活自立支援事業業務を受託し、相互に連携を図って運営しており、日常生活自立支援事業の利用者は、近隣他市に比べて多い状況です。

■ 後見支援センター（社協）における相談件数の推移

	令和 2年度	3年度	4年度	5年度
高齢者	231人 (延べ666人)	105人 (延べ216人)	117人 (延べ243人)	80人 (延べ158人)
精神障害者	20人 (延べ47人)	4人 (延べ11人)	17人 (延べ38人)	8人 (延べ12人)
知的障害者	22人 (延べ55人)	24人 (延べ52人)	18人 (延べ32人)	18人 (延べ35人)
その他	26人 (延べ33人)	28人 (延べ30人)	18人 (延べ22人)	14人 (延べ88人)
合計	299人 (延べ801人)	161人 (延べ309人)	170人 (延べ335人)	120人 (延べ293人)

資料：八千代市社会福祉協議会

■ 社協における法人後見等の状況

法人後見 受任件数	法人監督 受任件数	合計	市民後見人養成人数（後見支援 員としての実務終了者数）
9件	5件	14件 ※後見支援センタ ー設置当初からは 延べ31件を受任	8名 (うち、市民後見人台帳登録者数は 5名で市民後見人として受任中)

(令和6年8月時点)

■ 日常生活自立支援事業の状況

	利用者数
日常生活自立支援事業	76人

(令和6年8月時点)

② 八千代市地域包括支援センター

本市は市内6か所に高齢者の総合相談の窓口として、「八千代市地域包括支援センター」を設置しています。同センターにおいて、成年後見制度や日常生活自立支援事業など判断能力が低下した方が利用できる制度の相談に応じています。

■ 地域包括支援センターにおける相談件数（実人数）（単位：件）

	令和 2年度	3年度	4年度	5年度
成年後見制度	65	69	46	56
日常生活自立支援事業	24	16	15	12

注）相談件数は市内6か所のセンターの合計

③ 障害者支援課（基幹相談支援センター）

本市は障害者支援課内に障害者の総合相談の窓口として、「基幹相談支援センター」を設置しています。同センターにおいて、成年後見制度や日常生活自立支援事業など判断能力が低下した方が利用できる制度の相談に応じています。

■ 基幹相談支援センターにおける相談件数（実人数）（単位：件）

	令和 2年度	3年度	4年度	5年度
権利擁護に関する相談	3	2	12	32

(3) 市長申立て・報酬助成の状況

福祉総合相談課では、成年後見制度の市長申立て及び報酬助成を行っています。

市長申立ては、後見等開始の審判の請求を自ら行うことが困難で、親族等による請求も期待できない場合に市長が代わりに審判請求を行うものです。申立て件数は、ほぼ横ばいです。

また、報酬助成は、成年後見人等への報酬を支弁することが困難な方に対して助成を行うものです。令和4年度に要件を緩和したことに伴い、利用者数は増加傾向にあります。

①市長申立て件数

(単位：件)

	平成 29年度	30年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
高齢者	3	8	14	9	10	15	9
障害者	0	1	2	2	1	3	3
合計	3	9	16	11	11	18	12

②報酬助成件数

(単位：件)

	平成 29年度	30年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
高齢者	10	13	11	10	16	23	23
障害者	3	2	4	5	4	5	10
合計	13	15	15	15	20	28	33

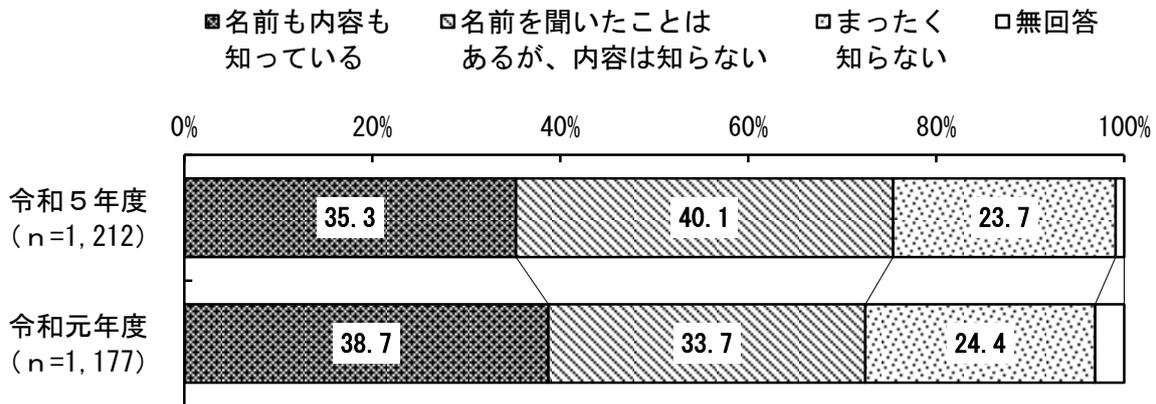
(4) 成年後見制度に関するアンケート結果

令和5年度の市民アンケートの結果では、成年後見制度に関する認知は「名前も内容も知っている」と「名前を聞いたことはあるが、内容は知らない」を合わせて75.4%ですが、令和元年度と比較すると「名前も内容も知っている」が3.4ポイント減少しています。

また、自分の判断能力が不十分になった場合に財産を任せたい人は、「家族・親族（成年後見制度を利用）」と「家族・親族（成年後見制度を利用しない）」を合わせて、“家族・親族”が8割以上を占めています。

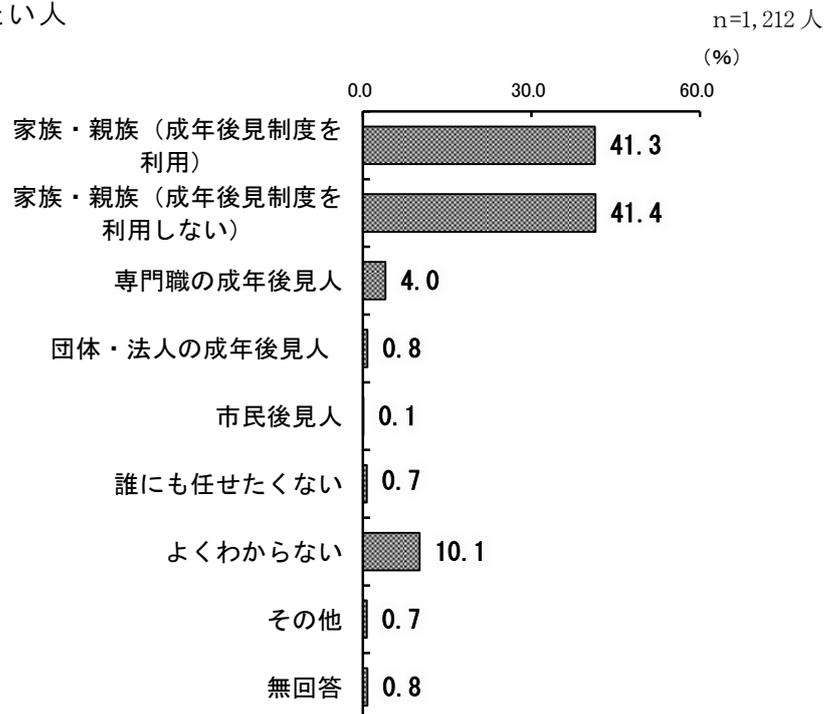
成年後見制度が、市民に十分知られていない状況から、相談や利用につながっていないことも考えられます。

■ 成年後見制度の認知



注) 無回答値は省略

■ 財産を任せたい人



出典：八千代市地域福祉に関するアンケート

3 基本的な考え方

尊厳のある本人らしい生活の継続と、地域社会への参加を図る
権利擁護の支援を進めます

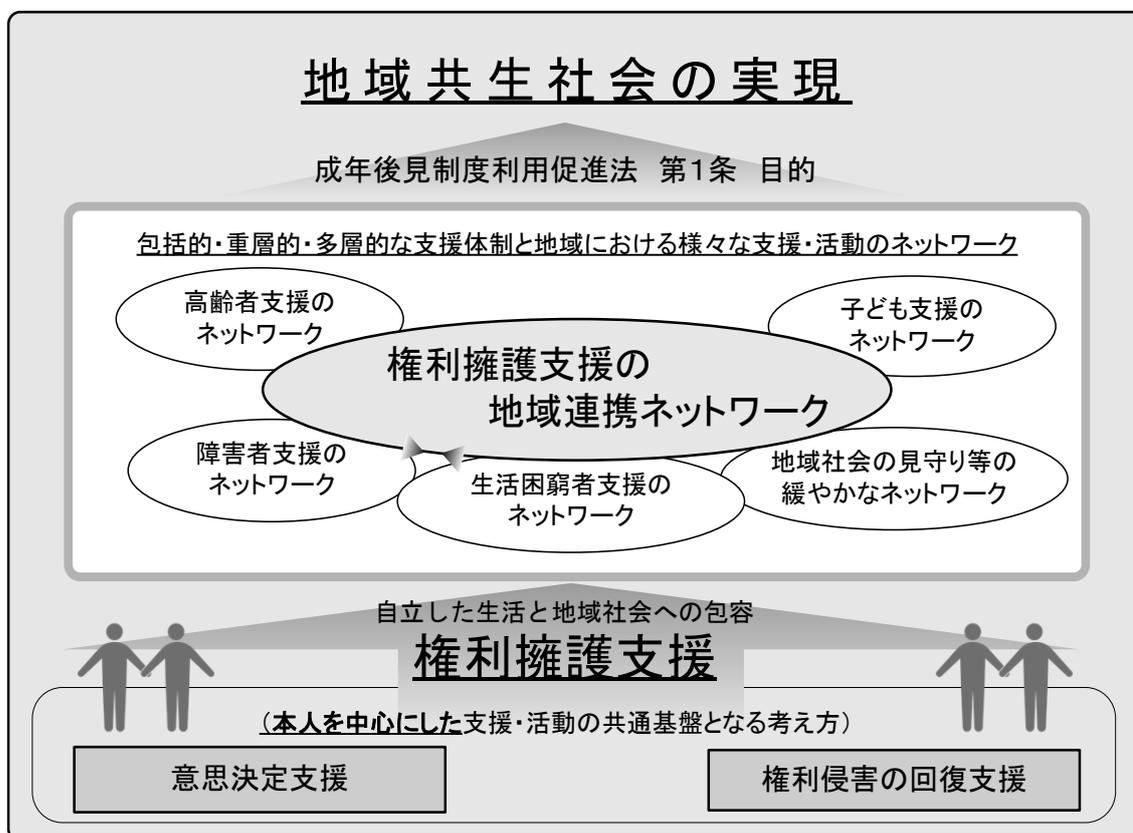
～ 八千代市成年後見制度利用促進基本計画 ～

本計画は、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」第14条の当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画となるものです。

成年後見制度は、認知症、知的障害、精神障害等によって判断能力が不十分な人の権利擁護を支える重要な手段であり、身上保護と財産管理の支援によって、本人の地域生活を支える役割を果たしており、より一層の取組強化が求められています。

本市では、地域共生社会の実現に向けて、本人を中心にした支援・活動における共通基盤となる「権利擁護支援」を位置づけた上で、権利擁護支援の地域連携ネットワークの一層の充実など成年後見制度の利用促進に努めていきます。

■ 成年後見制度の利用促進に向けて



出典：厚生労働省

4 取組内容

(1) 成年後見制度等の理解促進と権利擁護支援策の充実

◆施策の方針◆

* 広報紙やホームページによる情報発信，制度周知のためのリーフレットの作成等を通じて，成年後見制度等の理解促進と権利擁護の支援策の普及啓発を進めます。

事業等	事業概要	主な取組
① 成年後見制度等の普及啓発	支援が必要な人が適切な制度利用に結びつくよう，成年後見制度等の理解促進と権利擁護の支援策の普及啓発を行います。	○ 広報活動，情報発信 ○ 相談窓口の周知 ○ 市民向け講演会 ○ 専門職，福祉職向け研修
② 総合的な権利擁護支援策の充実	成年後見制度以外の権利擁護支援策を総合的に充実させ，本人を支える各種方策や司法による権利擁護支援策の充実に取り組みます。	○ 日常生活自立支援事業との連携 ○ 新たな連携・協力体制の構築による生活支援・意思決定支援

(2) 尊厳のある本人らしい生活を継続するための成年後見制度の運用改善等

◆施策の方針◆

* 成年後見制度に関する相談対応や専門職団体との連携を強化し，後見人の活動を支援することで，必要な方が安心して制度を利用できる運用改善等を進めます。

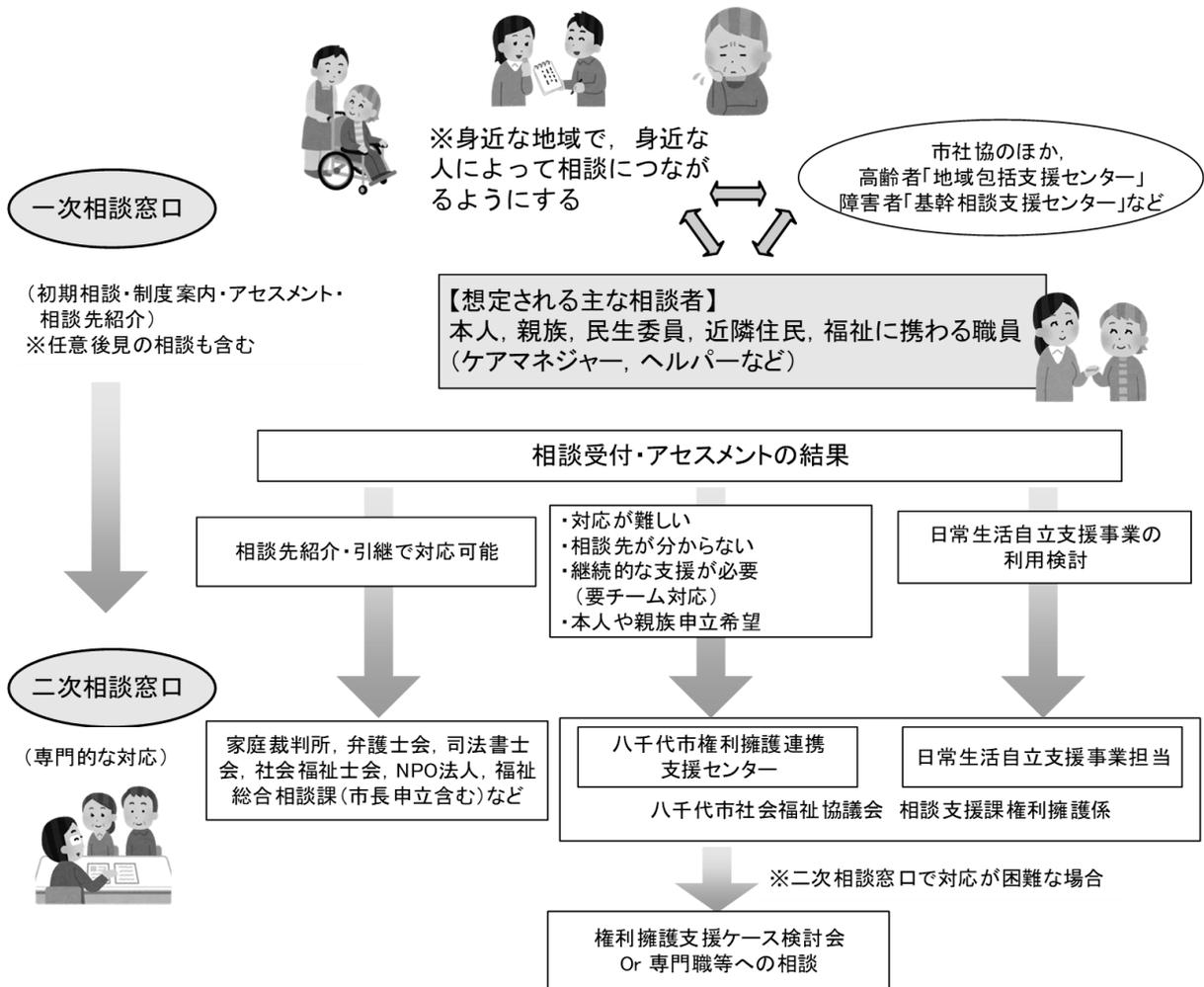
事業等	事業概要	主な取組
① 利用しやすい環境整備と担い手の支援	成年後見制度の利用しやすい環境整備と，後見業務を行えるよう人材の育成やサポート体制を充実するものです。	○ 成年後見制度の利用支援 ○ 市民後見人の養成 ○ 後見活動の支援

【権利擁護に関わる相談や制度案内の流れ】

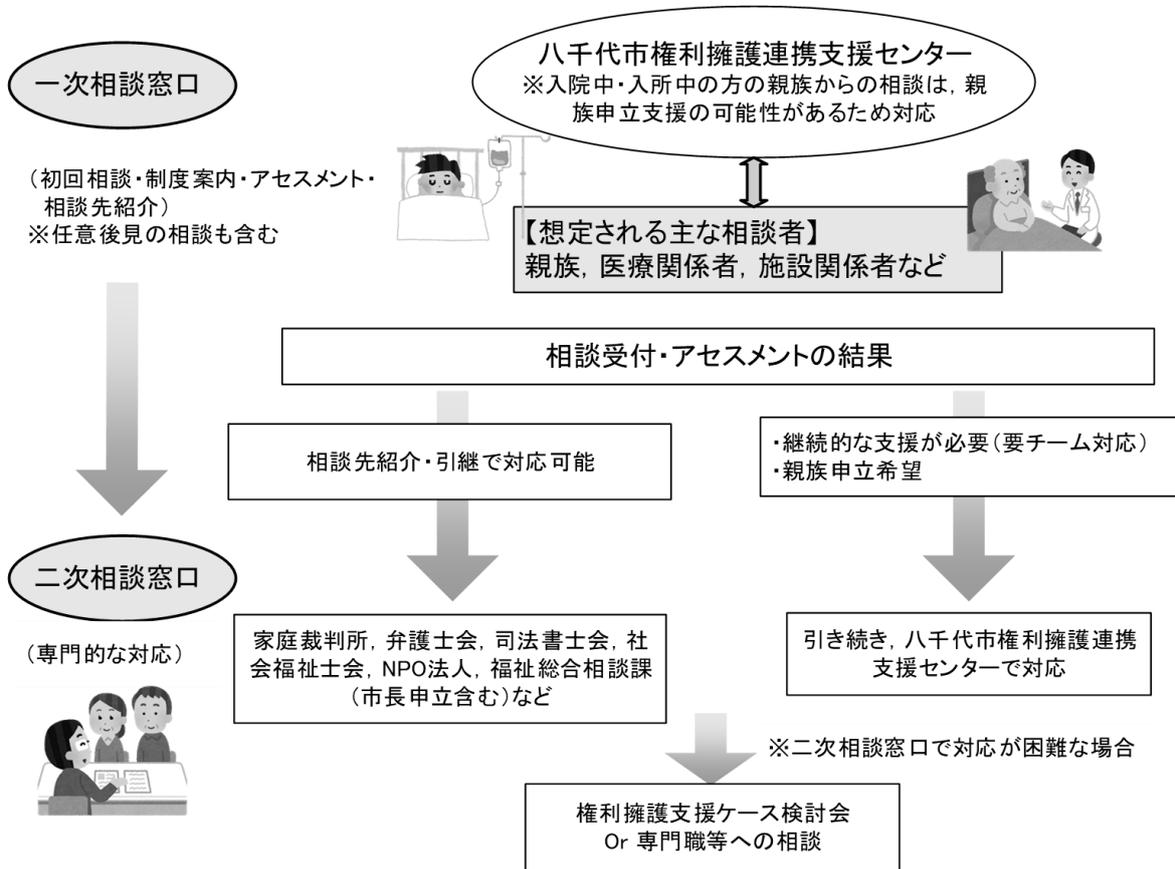
一次相談窓口は、身近な地域において、身近な人とのつながりによって、確実に相談につなげられる体制をつくっていくものです。そして、二次相談窓口では、一次相談窓口の受付・アセスメントの結果に基づき専門的な対応を図っていきます。

なお、二次相談窓口においても対応が困難な場合は、権利擁護支援ケース検討会等により対応を図っていきます。

■権利擁護を必要とする人が「在宅」の場合のケース



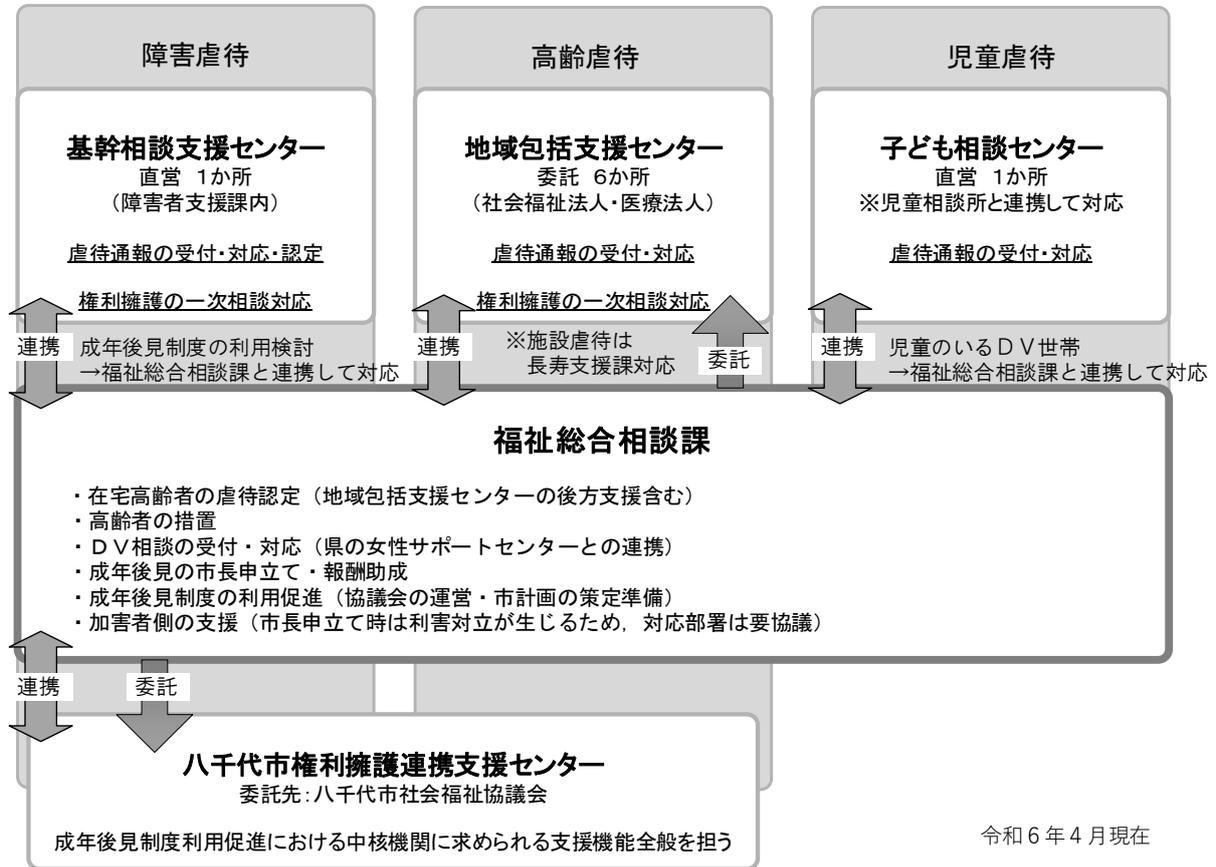
■ 権利擁護を必要とする人が「入院中・入所中（退院・退所の予定がない）」の場合のケース



【市の虐待等対応窓口及び権利擁護の体制】

虐待通報の受付は分野ごとの窓口において対応します。

また、世帯全体に課題のあるケースや加害者側への支援が必要なケースは福祉総合相談課が各部署と連携して調整・対応を行います。



(3) 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

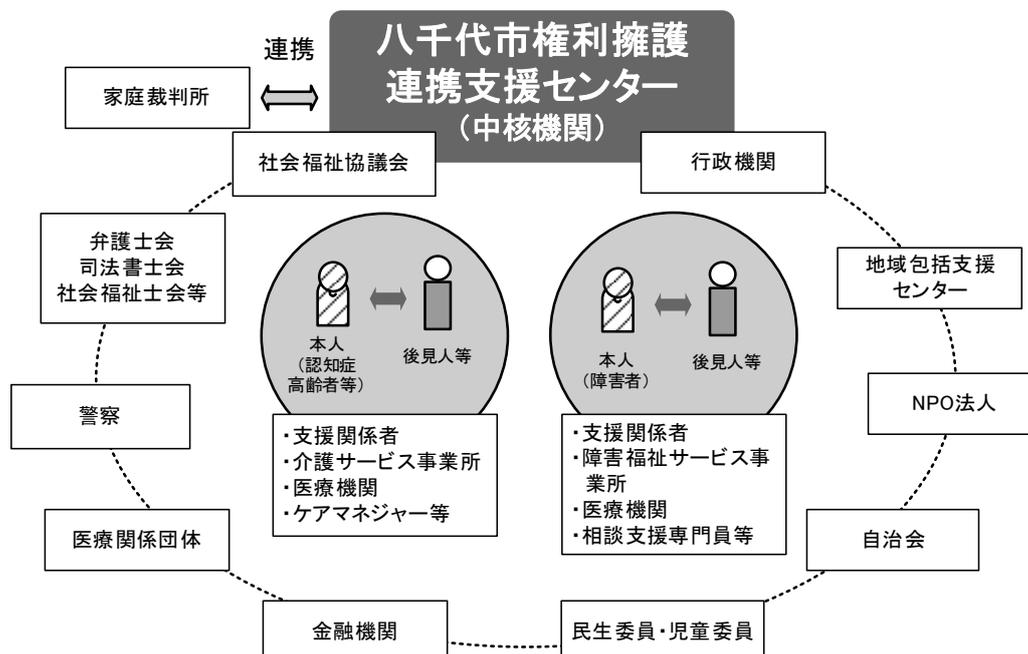
◆施策の方針◆

＊権利擁護支援の地域連携ネットワーク体制を構築し、真に支援の必要な人の早期発見に努めながら成年後見制度の利用につなげられる仕組みづくりを進めます。

事業等	事業概要	主な取組
① 権利擁護支援の地域連携ネットワーク体制の構築	支援を必要とする人を早期に発見し、適切な支援につなげられるよう、権利擁護の地域連携ネットワーク体制の構築を進めるものです。	<ul style="list-style-type: none"> ○中核機関の円滑な運用 ○権利擁護支援チームの形成 ○権利擁護ネットワーク推進協議会の推進
② 権利擁護支援の地域連携ネットワークの機能強化	権利擁護支援に関わる関係者が、「共通理解の促進の視点」、「多様な主体の参画・活躍の視点」、「機能強化のための仕組みづくりの視点」をもって、それぞれの場面に応じ、自発的に協力して取り組むものです。	<ul style="list-style-type: none"> ○共通理解の促進 ○多様な主体の参画・活躍 ○機能強化のための仕組みづくり ○計画の推進体制

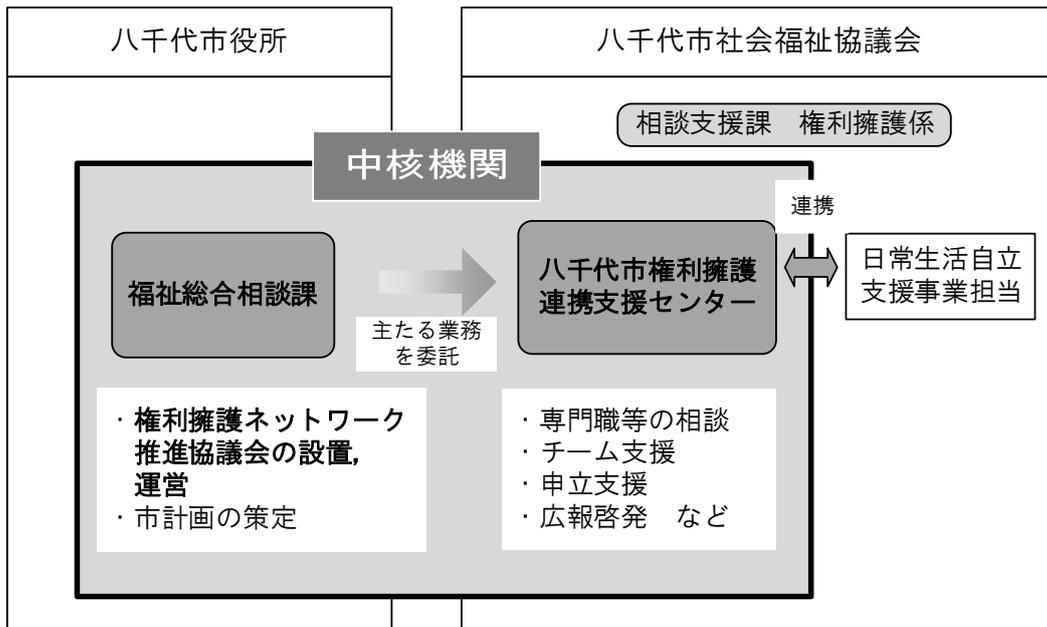
■権利擁護支援の地域連携ネットワーク体制のイメージ

権利擁護支援の必要な人が、本人らしい生活を守るための制度として成年後見制度を利用できるよう、八千代市権利擁護連携支援センター（中核機関）や相談窓口を根幹としながら、行政、社会福祉協議会、家庭裁判所、事業者など支援関係者が連携して、必要な支援につなげるネットワーク体制を構築します。



■八千代市権利擁護連携支援センター（中核機関）のイメージ

中核機関の主要業務は「八千代市権利擁護連携支援センター（社協委託）」が担いますが、委託先への丸投げにならないよう、施策の反映や団体間の調整を要する「権利擁護ネットワーク推進協議会」は、八千代市が設置し運営していきます。



5 八千代市成年後見制度利用促進基本計画の推進体制

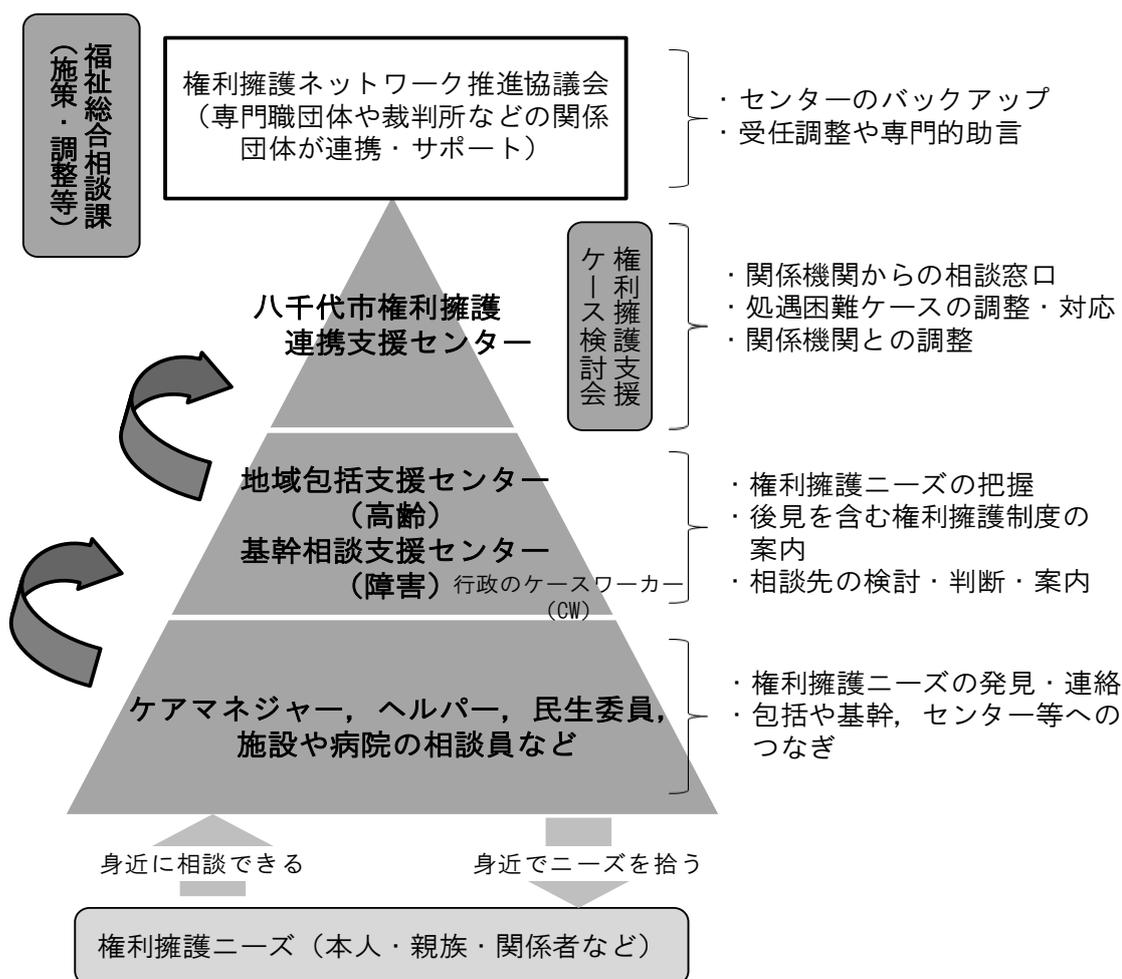
(1) 八千代市成年後見制度利用促進基本計画の進行管理

本計画は、地域福祉計画の点検及び評価指標と合わせながら推進し、計画の期間は、八千代市地域福祉計画と同じ令和7年度から令和11年度までの5年間とします。また、八千代市権利擁護ネットワーク推進協議会にて、計画の進捗状況の報告・評価を行います。

(2) 推進体制と機能

以下、権利擁護支援の地域連携ネットワーク機能を構築のうえ取組を推進していきます。

■ 権利擁護支援の推進体制イメージ



■「八千代市権利擁護連携支援センター」の機能

八千代市権利擁護連携支援センターは、権利擁護支援の中核的な機能を有する「中核機関」として、令和6年4月に八千代市社会福祉協議会に委託し設置しています。

【連携支援センターが担う業務】

- ①権利擁護，成年後見制度に関する相談支援業務
- ②成年後見申立の手続等の支援業務
- ③成年後見制度普及啓発業務
- ④市民後見人及び市民後見人候補者支援業務
- ⑤関係機関等とのネットワーク構築業務
 - ア：八千代市権利擁護ネットワーク推進協議会への運営協力
 - イ：受任者調整及びチーム支援
 - ウ：権利擁護に関する情報の収集及び提供
 - エ：行政機関，関係機関等，専門職等との連携
 - オ：成年後見人等への支援
- ⑥法人後見の受任業務
- ⑦その他の権利擁護，成年後見制度の利用促進に関する必要な業務

■「八千代市権利擁護ネットワーク推進協議会」の機能

本市は、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）に基づき、権利擁護支援における司法，医療，福祉等の関係機関による地域連携ネットワークを構築し、意見交換，協議，協力等を行う，八千代市権利擁護ネットワーク推進協議会（以下，「ネットワーク協議会」という）を設置しています。

【ネットワーク協議会が所掌する事項】

- ①成年後見制度を含む権利擁護支援に関わる関係機関とのネットワーク体制整備
- ②成年後見制度の利用の促進
- ③中核機関の運営及び評価
- ④市成年後見制度利用促進基本計画に関する事項

潜在的なニーズの掘り起こし，専門職や福祉職への研修，理解促進，運用の改善等

八千代市権利擁護ネットワーク推進協議会構成団体

区分・所属
千葉県弁護士会 高齢者・障がい者支援センター
千葉司法書士会公益社団法人成年後見センター リーガルサポート千葉県支部
千葉県社会福祉士会権利擁護センターぱあとなあ千葉
近隣医療機関等連携協議会
認知症疾患医療センター
八千代市介護サービス事業者協議会
八千代市障害者自立支援協議会
法人後見実施団体（NPO 法人成年後見なのはな）
障害者基幹相談支援センター
地域包括支援センター

■「八千代市権利擁護支援ケース検討会」の機能

八千代市権利擁護連携支援センターでは、判断能力が十分でなく、権利擁護支援を必要とする高齢者及び障害者についての支援方針等を権利擁護の視点から検討するため、検討会を設置しています。

【権利擁護支援ケース検討会で協議する事項】

- ①チーム支援を含む個別ケースの支援方針
- ②成年後見制度の審判申立の要否
- ③法人後見等の適否を含む受任または候補者調整
- ④成年後見制度以外の支援策

構 成 員：弁護士・司法書士・社会福祉士・関係行政職員・八千代市権利擁護連携支援センター職員

開催頻度：令和6年度は2か月に1回開催（令和7年度以降はケース数に応じて開催予定）